

いじめ防止基本方針

東広島市立小谷小学校

1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

この基本方針は、東広島市いじめ防止基本方針（平成26年8月18日策定）に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、その取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会活動が中心となっていじめの防止のための活動を行う等の、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見は、児童のささいな変化に気づく力を高める必要がある。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。

また、いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

いじめを発見・通報を受けた教職員が、一人で問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられている児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 家庭及び地域との連携

地域社会全体で児童を守り、健やかな成長を促すため、いじめ問題について学校と家庭、地域が連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を作っていく。

4 実施体制

児童の尊厳が守られ、いじめ防止について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にし、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置の体制整備及び取組について企画立案し、いじめの解消を図るため、校内に「いじめ防止委員会」を設置し、組織的に対応する。

5 いじめ防止等に係る具体的な対応

(1) いじめ防止等に係る児童への指導

ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめについて正しく理解させるとともに、ソーシャルスキル・トレーニング等を通じて、他者と円滑に関わる能力を育成する。

ウ いじめの事実を家族や教職員・相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(2) 児童の主体的な活動の支援

ア 児童会組織の中に「児童いじめ防止委員会」を設置し、児童が主体的に活動できるよう支援する。

イ 「児童いじめ防止委員会」は児童会委員で構成する。

ウ 「児童いじめ防止委員会」に担当教職員を位置づける。

(3) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等の連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者等への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

(4) いじめ未然防止に関わる年間計画

ア いじめ防止委員会 年2回(6月・2月)

イ 児童・保護者アンケート及び児童面談 年2回(6月・1月)

ウ いじめ防止に関わる教職員の校内研修 年1回(10月)

エ 道徳参観授業の実施 年1回(11月)

オ 児童会における縦割り班遊びの計画・実施 年4回(6月・9月・12月・2月)

(5) 関係諸機関との連携及び相談・通報

ア 心理カウンセラーや福祉の専門家・医師・弁護士等の外部専門家を招聘する。

イ 犯罪行為として扱われるべきと認められる場合は、市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会の指導のもと、警察に相談・通報する。

6 重大事態発生時の対応

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要な場合や、児童の生命や心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合や児童が自殺を企画した場合、精神性の疾患を発症するような重大事態が含まれる。

これらの重大事態については、いじめ防止委員会を中心とする「プロジェクトチーム」を速やかに設置し、事態に対処するとともに、東広島市教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行いながら事実関係を明確にし、再発防止に役立てるとともに、その結果を東広島市教育委員会に報告する。

7 本基本方針の見直し

本基本方針をより実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。